

三股町スポーツ大会参加等激励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三股町のスポーツの振興及び競技力の向上並びにジュニア選手の発掘、育成及び強化を図り、「アスリートタウンみまた」を推進することを目的として、宮崎県又は九州代表として大会等に参加する場合に、三股町スポーツ大会参加等激励金（以下「激励金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第 2 条 激励金交付の対象大会は、国、地方公共団体、日本スポーツ協会に加盟する団体及び全国を統括する社会体育団体が主催もしくは主管する九州規模以上の大会（以下「大会等」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず国民スポーツ大会、学校体育団体が主催もしくは主管する大会及び強化合宿は除くものとする。ただし、中学校体育連盟が主催もしくは主管する大会で「三股町立中学校部活動補助金交付要綱」に該当しない大会についてはこのかぎりでない。

(対象者)

第 3 条 激励金交付の対象者（以下「対象者」という。）は、原則として町内に居住し、かつ次に掲げる者とする。ただし、交付は年度内 2 回のみとし、町以外の機関から補助金、激励金等の給付を受けている者を除く。

(1) 宮崎県大会規模以上の予選を勝ち抜いて大会等に参加する団体（監督、選手）又は個人（選手）。ただし、監督は第 4 項に該当する者とし、監督のみの申請は対象としない。

(2) 日本スポーツ協会に加盟する団体又は全国を統括する社会体育団体から宮崎県又は九州代表規模以上として選抜され、又は推薦を受けて大会等や強化合宿に参加する選手。ただし、選手が 20 歳未満の場合、その扶養者が町内に居住していれば、町外に居住する選手も対象とする。

2 前項の規定に関わらず三股町立中学校部活動補助金交付要綱第 2 条に定める大会に出場し得る三股中学校部活動に所属する者は、原則として対象者としめない。ただし、同補助金の交付を受けていない 3 年生で夏季大会以降に開催される前条に規定する大会に出場する選手については、年度内 1 回に限り交付対象とする。

3 第 1 項の規定に関わらず、20 歳以上において激励金の交付を 2 回以上受けたことのある者は対象者としめない。

4 第 1 項に規定する団体の監督については居住地にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかに該当する者を対象とする。

(1) 町スポーツ協会に加盟する団体に所属する者

(2) 町スポーツ少年団に加盟する団体に所属する者

(3) NPO 法人みまたチャレンジ総合クラブに加盟する団体に所属する者

(激励金の額)

第 4 条 激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第 5 条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、団体での申請の場合は代表して監督が、個人の場合はその個人が申請を行い、激励金を受けるものとする。なお、個人選手が未成年者の場合、その保護者が申請を行い、激励金を受けることとする。申請者は三股町スポーツ大会参加等激励金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、大会開催 14 日前までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 宮崎県大会規模以上の予選の大会要項又は実施要項及び予選・選抜経緯の分かるもの

(2) 対象大会の大会要項又は実施要項及び登録選手名簿

(3) その他必要と認めるもの

(激励金の交付決定)

第 6 条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、激励金を交付することが適当と認めたときは、激励金の交付を決定し、三股町スポーツ大会参加等激励金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 激励金の交付決定を受けた者は、交付決定日又は大会終了日のいずれか遅い期日から起算して 14 日以内に次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 三股町スポーツ大会参加等激励金実績報告書（様式第 3 号）

(2) 大会結果が分かるもの（大会結果が記載した資料等）

(激励金の返還)

第 8 条 町長は、次の各号に該当する場合は、激励金の一部又は全額の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請により激励金を受けたとき。

(2) 大会等への参加を取りやめたとき。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、公表の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表

大会開催地区分	激励金額 (年度内 2 回のみの支給とする)	
	個人	団体
宮崎県内	3,000 円	個人の額に対象人数を乗じた 100,000 円を限度とする額とする。なお、対象人数とは各競技規則及び大会要綱に定められた正式競技人数と監督 1 名の合計とする。
九州(宮崎県、沖縄県を除く)	5,000 円	
中国 四国 近畿 中部 北陸 東海 沖縄県	8,000 円	
関東 東北 北海道	10,000 円	
国外	50,000 円	